

## 申告書の記載にあたっての留意事項等について

### 1. 基本事項

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という）は、業務規程附則（令和2年3月30日施行）第2条の規定に基づき、申告者から提出された申告書等に基づいて申告内容の確認を行うこととなりました。

つきましては、申告者は、申告書に必要な事項を記載するとともに、申告書の各項目を確認することのできる資料等の提示をお願いします（ただし、当該資料等は、申告書の各項目の確認に必要な限度で求めるものであり、例えば、申告に係る契約等のすべての資料等の提示を求めるものではありません。）。

### 2. 申告書の作成にあたっての留意事項等について

#### (1) 申告者及び連絡先

申告者は、東北東京間連系線等における増強工事または運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の権利付与後、特定負担計画を有する者（以下「特定負担計画対象者」という。）の代表取締役相当としてください（特定負担計画対象者と特定負担者が異なる場合は、承継・業務委託等に係る契約を当該事業者間で締結のうえ、後述の「4. 別紙における確認事項の記載および別添資料について」に従い提出してください。）。

連絡先は、本機関と特定負担計画の提出や申告内容の変更、記載内容の確認を目的とした連絡等のやりとりを行う宛先となりますので、支障の生じないよう、部署名等、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記してください。なお、複数の連絡先を設定することはできません。

#### (2) 申告の区分

「新規」又は「変更」のいずれかにチェックをしてください。変更の場合は、変更の理由（例. 特定負担計画の提出に係る業務委託を行ったため）、変更箇所（例. 別紙1のNo.5および別紙2）、および前回提出日（前回提出した申告書を特定するために使用します）を記載してください。

#### (3) 申告に係る特定負担計画

本申告書は、特定負担計画の申込番号ごとに提出してください。

#### (4) 特定負担計画に関する基本情報及び取引類型に関する確認事項

後述の「3. 特定負担計画の基本情報」を参照の上、別紙1を作成してください。

また、後述の「4. 別紙における確認事項の記載および別添資料について」を参照の上、取引類型に応じて、別紙2を作成してください。

#### (5) 申告書は、可能な限り両面印刷で作成してください。

<記載事項説明資料>

3. 別紙1 特定負担計画の基本情報について

- (1) No.2 の電力取引量は、特定負担者が本機関に提出した「東北東京間連系線に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合の案についての回答書」に記載の、拡大を希望する広域的な電力取引量（短工期対策の場合は、「東北東京間連系線に係る短工期対策における費用負担についての回答書」に記載の落札量）を記入してください。当該値を諸元とし特定負担計画の容量登録を行います。
- (2) (1) の申告欄と照合するため、上記の回答書を別添してください。
- (3) No.3 は、工事費用負担金の支払い状況を記入してください。  
一括払いの場合は、第1回の欄のみに記入し、第2回、合計欄は空欄としてください。  
分割払いの場合は、第1回以降の欄および合計欄にそれぞれ記入してください（記載欄が足りない場合は、項目を追加し、第3回以降を記載すること。）。  
契約金額のうち、支払いが完了していない分<sup>※1</sup>については、支払日の後ろに（予定）と記入してください。特定負担による値差精算の権利付与は、工事費用負担金の支払いを完了していることが必要条件となります。
- (4) No.4 の工事種別<sup>※2</sup>は、短工期対策または恒久対策の何れかにチェックをしてください。  
工事種別に応じ、特定負担計画の付与期間<sup>※3</sup>が異なります。本申告書は、前項2の(3)で記載したとおり、特定負担計画の申込番号毎に提出が必要となります。短工期対策と恒久対策の双方の落札者である場合、申込番号はそれぞれの種別毎に付与されるため、本申告書についても個別に提出してください。
- (5) (3)、および(4)の申告欄と照合するため、工事費用負担金に係る契約書等を別添してください。
- (6) No.5 の取引類型は、次ページの概念図を参照し、該当するものを申告欄から選びチェックをしてください。

※1：容量登録値は、No.2 で記載した落札値から、支払済の金額に応じて按分されます。

※2：工事種別（短工期対策および恒久対策）は、以下の対策および工事のことを指します。

①短工期対策

広域系統整備計画にて策定された、拡大できる運用容量は限定されるが短期間で実施できるような東北東京間連系線の運用容量の拡大対策。

②恒久対策

広域系統整備計画で策定された、東北東京間連系線に係る増強工事。

※3：特定負担計画の付与期間は、工事種別によって以下のとおりとなります。

①短工期対策の特定負担者

短工期対策による増強工事後の連系線の使用開始日から、恒久対策による増強工事後の連系線の使用開始日の前日まで。

②恒久対策の特定負担者

増強工事後の連系線の使用開始日または運転開始日のうち遅い日から、電源の廃止日

<記載事項説明資料>

または40年間経過した日のいずれか早い日まで。

【取引類型の概念図】

類型	取引例	申告書の別紙に追加して必要な添付資料
①	<p>供給区域をまたいで行う電力供給において、電気の授受を行う計画の提出者*と、特定負担者が同一であり、且つ、送電側と受電側の計画提出者が同一の取引。</p> <p>エリア1 A社(=特定負担者) 計画提出者(送電側) G G</p> <p>エリア2 A社 計画提出者(受電側)</p>	—
②	<p>供給区域をまたいで行う電力供給において、電気の授受を行う計画の提出者*と、特定負担者が異なり、且つ、送電側と受電側の計画提出者が同一の取引。</p> <p>エリア1 A社(≠特定負担者) 計画提出者(送電側) G G</p> <p>エリア2 A社 計画提出者(受電側)</p>	承継・業務委託等に係る契約書 (A社と特定負担者間の契約内容確認のため。)
③	<p>供給区域をまたいで行う電力供給において、電気の授受を行う計画の提出者*と、特定負担者が同一であり、且つ、送電側と受電側の計画提出者が異なる取引。</p> <p>エリア1 A社(=特定負担者) 計画提出者(送電側) G G</p> <p>エリア2 B社 計画提出者(受電側)</p>	特定契約に係る契約書 (A社とB社間の契約内容確認のため。)
④	<p>供給区域をまたいで行う電力供給において、電気の授受を行う計画の提出者*と、特定負担者が異なり、且つ、送電側と受電側の計画提出者が異なる取引。</p> <p>エリア1 A社(≠特定負担者) 計画提出者(送電側) G G</p> <p>エリア2 B社 計画提出者(受電側)</p>	承継・業務委託等に係る契約書 (A社と特定負担者間の契約内容確認のため。) 特定契約に係る契約書 (A社とB社間の契約内容確認のため。)

※：発電販売計画または需要調達計画の提出者。

## <記載事項説明資料>

### 4. 別紙における確認事項の記載および別添資料について

#### 4.1 別紙2 4取引類型①、②に関する確認事項

- (1) 本確認事項は、特定負担者と特定負担計画対象者との間で、特定負担計画に係る承継・業務委託等の取り決めがなされているかを確認することを目的としています。
- (2) 質問事項について、「はい」又は「いいえ」のいずれかのチェックマークを入力することで選択し、回答してください。質問事項の指示に従い、申告欄も記載してください。
- (3) No.1で「はい」と回答した場合は、申告欄と照合するため、特定負担計画に係る承継・業務委託等の契約書等を別添資料として添付してください。

#### 4.2 別紙3 4取引類型③、④に関する確認事項

- (1) No.1から1-5の確認事項は、類型図に示す送電側と受電側の事業者間で、前日スポット取引市場を介し電力の売買を行う取り決め、および特定価格と前日スポット取引市場価格の差額精算に係る取り決めがなされているかを確認することを目的としています。
- (2) No.2から2-1の確認事項は、特定負担者と特定負担計画対象者との間で、特定負担計画に係る承継・業務委託等の取り決めがなされているかを確認することを目的としています。
- (3) 質問事項について、「はい」又は「いいえ」のいずれかのチェックマークを入力することで選択し、回答してください。質問事項の指示に従い、申告欄も記載してください。
- (4) No.1で「はい」と回答した場合は、申告欄と照合するため、類型図に示す送電側と受電側の電力受給契約（以下、特定契約という）に係る契約書等を別添資料として添付してください。
- (5) No.2で「はい」と回答した場合は、申告欄と照合するため、特定負担計画に係る承継・業務委託等の契約書等を別添資料として添付してください。

#### 4.3 別添資料

- (1) 別添資料には、「別添資料・1」の様に資料ごとに縦方向右上に資料番号を付してください。また、別添資料には、申告欄と照合する際の便宜のため、該当箇所が分かるよう図示等をした上で添付してください。
- (2) 添付資料を提出するにあたって、当該契約書作成者等の同意が必要な場合は、あらかじめ提出に関して同意を得たうえで提出をしてください。

本機関は、受領した添付資料及び添付資料に係る情報に関しては、特定負担計画の確認の目的外には使用せず、厳正に管理します。

## 記載例

### 別紙1 特定負担計画に関する基本情報について

No.	基本情報の内容	申告欄								
1	(受電側) BG/計画提出者コード	LG〇〇〇								
2	電力取引量 [kW] <sup>*1</sup>	〇〇, 〇〇〇[kW]								
3	工事費用負担金の支払い状況	回数	支払額(円)	支払い日						
		第1回	A	〇年 〇月 〇日						
		第2回	B	〇年 〇月 〇日(予定)						
		合計	A+B	—						
4	工事種別	<input type="checkbox"/> 短工期対策 <input checked="" type="checkbox"/> 恒久対策								
5	取引類型	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> ①</td> <td rowspan="2" style="border: none;">} 別紙2を記載</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> ②</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> ③</td> <td rowspan="2" style="border: none;">} 別紙3を記載</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> ④</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> ①	} 別紙2を記載	<input type="checkbox"/> ②	<input checked="" type="checkbox"/> ③	} 別紙3を記載	<input type="checkbox"/> ④
<input type="checkbox"/> ①	} 別紙2を記載									
<input type="checkbox"/> ②										
<input checked="" type="checkbox"/> ③	} 別紙3を記載									
<input type="checkbox"/> ④										

## 記載例

### 別紙3 取引類型③、④に関する確認事項

No.	質問事項	申告欄	摘要
1	<p>特定負担計画に関して、送電側と受電側の事業者間で特定契約を締結していますか。</p> <p>（「はい」を選択された場合、特定契約の締結日及び有効期間を記載し、No.1-1 から 1-5 の質問事項に回答してください。</p> <p>「いいえ」を選択した場合、No.1-1 から 1-5 は未記入とし、No.2 に進んでください。）</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>締結日：○年△月□日</p> <p>有効期間： ○年△月□日迄</p> <p>※特定契約に係る契約書の添付が必要です。</p>
1-1	<p>電力の送電者が自己所有の発電所で発生した電力（及び別途調達した電力）を J E P X の前日スポット取引市場に供給し、電力の受電者がスポット取引市場から受電することを取り決めていますか。</p> <p>（「はい」を選択された場合、当該取り決めに係る条文を記載してください。No.1-1 から 1-4 も同じ。）</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>該当条文：第○条記載の通り、～。</p> <p>別添資料—2</p>
1-2	<p>送電側と受電側の事業者間で、特定価格が設定され、特定価格の一部（市場価格）が取引所で決済されると共に、送電側と受電側の事業者間で、市場価格の差額を直接精算すること等を取り決めていますか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>該当条文：第○条記載の通り、～。</p> <p>別添資料—3</p>
1-3	<p>実需給の X 日前（まで）に、送電側と受電側の事業者間で実需給日の必要電力量を合意し、当該契約に定める条件に従い、J E P X の前日スポット取引市場において送電側の事業者は合意した量の売入札を、受電側の事業者は合意した量の買入札を実施することを取り決めていますか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>該当条文：第○条記載の通り、～。</p> <p>別添資料—4</p>
1-4	<p>送電側と受電側の事業者双方について、売買義務の履行が求められることが規定され、更に、当該売買義務等が履行されなかった場合には、契約解除・補償金を請求する等の特約事項を取り決めていますか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>該当条文：第○条記載の通り、～。</p> <p>別添資料—5</p>